

令和7年度

固定資産税（償却資産）申告の手引

村税につきましては、日頃よりご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。占冠村内に償却資産を所有されている方（事業用として他の者に貸し付けているものを含む。）は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただく必要があります。

つきましては、この手引をご参照のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

■提出期限 令和7年1月31日（金）

※郵送、eLTAX での提出にご協力いただきますようお願いいたします。

■申請に関する注意事項

1. 該当資産がない場合、資産の変更がない場合でも、申告書の提出が必要です。
2. 耐用年数が過ぎた償却済資産であっても、現に事業の用に供している場合や、いつでも事業の用に供することができる状態である資産は、申告が必要です。
3. 申告書を郵送される方で、控用に受付印を必要とされる方は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ同封してください。
4. 正当な理由なく申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合は、地方税法第385、386条の規定により、過料等の罰則を科されることがあります。

占冠村

1. 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、事業の用に供することができる土地及び家屋以外の資産で、その減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。会社や個人で事業を行っている方の事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等がその対象となります。

(2) 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産
1 構築物	構築物	アスファルト舗装、外構、井戸、塀、看板、広告塔、植栽、緑化施設、簡易間仕切り、簡易プレハブ等
	建物附属設備	生産事業用給排水設備及びガス設備、受変電設備、屋外給排水設備、屋外照明設備等
2 機械及び装置		原動機械、工作機械、製造機械、印刷機械、冷凍設備、食品加工設備、その他物品製造・加工・修理用機械装置、ボイラー、機械式駐車設備、作業用大型特殊自動車等
3 船舶		モーターボート、漁船、作業船等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号「0、00～09及び000、099」、「9、90～99及び900～999」の車両）構内運搬具、動力運搬車、除雪機等
6 工具・器具及び備品		机、椅子、ロッカー、応接セット、金庫、テレビ、エアコン、パソコン、コピー機、冷蔵庫、厨房器具、自動販売機、陳列棚、測定工具、取付工具、医療機器、娯楽用器具、理容・美容機器等

(3) 償却資産と家屋の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備等が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価します。

【家屋と設備等の所有者が同じ場合】

家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産業務の用に供されるもの、機器類の移動・転倒を防止する程度に家屋へ取り付けられたものは、償却資産として取り扱います。

【家屋と設備等の所有者が異なる場合】

賃借人等※（以下、「テナント」という。）が取り付けした事業用の内装、造作及び建築設備等については、テナントの償却資産として取り扱います。

※「賃借人等」とは、家屋の所有者以外の者をいいます。

◆償却資産と家屋の区分表（例示）

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備 受変電設備（配線等含む）	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、 家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線・配管
ＩＴＶ設備	受像機（テレビ）、カメラ	
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線・配管
火災報知装置	屋外の装置（配線含む）	屋内の装置（配線含む）
消火設備	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線含む）	
避雷・換気・衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	取り外し可能な設備	左記以外の設備
給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）	中央式給湯設備、 左記以外の局所式給湯設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管含む）、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコン（取り外しが可能なもの）、 特定の生産又は業務用設備	天井埋め込み（ビルトイン） 式エアコン
厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（百貨店、旅館、飲食 店、病院等）、寮・社員食堂の厨房設備	左記以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エス カレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達するもの
その他の設備等	洗濯設備、冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、 LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、 文字看板、袖看板、カーテン・ブラインド 等	
外構工事	アスファルト舗装・門・塀・植栽 等	
太陽光発電設備	ソーラーパネル（建材一体型は除く） 発電設備一式	建材一体型ソーラーパネル

※一般的な区分であり、例示によらない場合もあります。

※テナント等が取り付けた事後湯用の内装、造作及び建築設備等については、償却資産の対象となります。

2. 償却資産の申告について

(1) 償却資産とは

令和7年1月1日現在、占冠村内に償却資産を所有する法人又は個人。

なお、次の方も申告が必要です。

ア 償却資産を他に賃貸している方

イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

エ 割賦販売の場合等、売主に所有権が留保されている資産は原則として買主の方

※ 償却資産を所有されていない方は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

(2) 申告書等の提出先及び提出期限

＜提出先＞ 〒079-2201 北海道勇払郡占冠村字中央

占冠村役場 総務課税務担当

電話：0167-56-2121 FAX：0167-56-2184

＜期 限＞ 令和7年1月31日（金）

※ 郵送、eLTAX での提出にご協力願います。

(3) 申告書類及び記入事項

			提出書類
初めて申告される方	資産がある	令和7年1月1日現在占冠村内に所有する全資産を申告	償却資産申告書 種類別明細書 (増加資産・全資産用)
	資産がない	申告書の18備考欄に「該当資産なし」と記入	償却資産申告書
昨年度に引き続き申告される方	資産に増減がある	令和6年1月2日～令和7年1月1日までの増加資産又は減少資産を申告	償却資産申告書 種類別明細書
	資産に増減がない	申告書の18備考欄に「資産の変更なし」と記入	償却資産申告書
	住所や社名、代表者等に変更がある	申告書の該当部分を訂正してください。また、合併、商号変更等がある場合は、18備考欄に記入してください	償却資産申告書 種類別明細書
	廃業・解散等の場合	申告書の18備考欄にその旨(「令和6年3月1日廃業」等)を記入	償却資産申告書 種類別明細書 (減少資産用)
電算処理方式により申告される方(eLTAXによる申告を含む)		令和7年1月1日現在占冠村内に所有する全資産について申告してください。また、増加、減少分についてもそれぞれ明細を提出	償却資産申告書 種類別明細書

(4) 申告の対象となる資産、ならない資産

償却資産 対象＝○ 対象外＝×

区 分		判断	備 考
耐用年数が1年未満の資産		×	個別に減価償却しているものは対象
償却済資産（耐用年数が経過した資産）		○	
建設仮勘定		○	
簿外資産		○	本来は減価償却できるもの
遊休・未稼働資産		○	使用可能なもの
繰延資産		×	
他の事業者に貸し付けている資産		○	
所有権留保付売買資産	売 主	×	
	買 主	○	
所有権移転外リース資産	貸 主	○	
	借 主	×	
所有権移転リース資産	借 主	×	
	貸 主	○	
改良費（資本的支出）		○	本体とは別に申告が必要
福利厚生のために供するもの		○	
自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車、軽自動車、原動機付自転車、自動二輪及び小型特殊自動車		×	
道路運送車両法上の大型特殊自動車 （小型特殊自動車に当てはまらない大型のもの）		○	①自動車の長さ4.7m以上 ②自動車の幅 1.7m以上 ③自動車の高さ2.8m以上 ④最高速度 15km/h以上 上記①～④のいずれかに当てはまるもの 農耕作業用自動車は、最高速度35km/h以上 のもの
建物（住宅、店舗、工場、事務所等で家屋評価対象のもの）		×	簡単に移動可能な簡易プレハブハウスやカーポート等は対象
無形固定資産		×	電話加入権、ソフトウェア、漁業権、水利権、特許権、商標権、営業権等
販売用の商品、棚卸資産		×	
牛、馬等の生物及び果樹		×	観賞用、興業用のものは対象

＜少額資産の取扱いについて＞

地方税法上の「少額資産」にあたり、償却資産の申告の必要がないものは次の①から③までの資産です。

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金に算入された資産
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち、3年間で一括償却した資産
- ③ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価額が20万円未満の資産

下記④、⑤に記載する資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となりますので注意してください。

- ④ 租税特別措置法の規定により、中小企業特例を適用して損金算入した資産（法人税・所得税法上は損金算入できますが、固定資産税（償却資産）においては適用されません。）
- ⑤ 少額であっても個別に減価償却することを選択した資産

償却方法 \ 取得価額	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時に損金算入（注1）	申告対象外			
3年一括償却（注2）	申告対象外			
リース資産（ファイナンスリース）	申告対象外		申告対象	
中小企業特例（注3）	申告対象			
個別減価償却（注4）	申告対象			

（注1）法人税法施行令第133条第1項又は所得税法施行令第138条第1項の規定によるもの。

（注2）法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項の規定によるもの。

（注3）租税特別措置法第28条の2、第67条の5、旧租税特別措置法第67条の8ほかの規定によるもの。

（注4）個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

(5) 業種別の主な償却資産の例と耐用年

事業種別	償却資産	耐用年数
共 通	コンクリート舗装、外構工事、照明設備	15
	アスファルト舗装、時計	10
	レジ、複写機、プリンタ、タイムレコーダー、応接セット、自動販売機	5
	パソコン、タブレット端末	4
	パーティション、看板、ネオンサイン	3
	エアコン、備え付けの冷凍・冷蔵庫	6
	ソーラーパネル	17
製造業	受変電設備、給排水又は衛生設備及びガス設備	15
	金属加工機械製造設備	10
印刷業	印刷機、製本設備	10
建設業	ブルドーザー、パワーショベル	6
飲食業、小売業	オープン、ガス台、フライヤー	8
	冷凍・冷蔵機器、陳列ケース	6
	陶磁器・ガラス製の食器類	2
理容・美容業	美容機器（スタイリングチェア、シャンプースタンド等）	5
	サインポール	3
医療・歯科業	血液透析・血漿交換用機器、歯科診療用ユニット	7
	レントゲン装置、調剤機器	6
	手術機器	5
	消毒殺菌用機器	4
不動産貸付業	緑化施設、植栽	20
	フェンス、駐輪場、ごみ置き場	10
	物置	7
農林業	サイロ	22
	飼育場（金属製）	15
	種苗花園芸設備、コーンスターチ製造設備	10
	飼育場（木製）	7
	小型農耕機器	3

※ 償却資産の耐用年数は、『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』により定められています。

※ 構造等により耐用年数が変わる場合があります。

※ ここでの例示はあくまで一部となります。

3. 税額等の算出方法

＜評価額の算出方法＞

償却資産の評価は、償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額 × (1 - r/2) ＝取得価額 × A	前年の評価額 × (1 - r) ＝前年の評価額 × B

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で＜減価残存率表＞のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で＜減価残存率表＞のB欄の率です。

- ・1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。
- ・初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

※ 算出した評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%の額が評価額となります。

原価残存率表

耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B			前年中 取得の もの A	前年前 取得の もの B
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

＜課税標準額の算出方法＞

各資産の評価額を合算した額（決定価格）が課税標準額となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

＜税額の算出方法＞

課税標準額に基づき、税額を算出します。

$$\boxed{\text{課税標準額（1,000円未満切り捨て）}} \times \boxed{\text{税率（100分の1.4）}} = \boxed{\text{税額（100円未満切り捨て）}}$$

課税標準額が150万円未満の場合は、課税されませんが、申告は必要です。

4. その他

（１）非課税・課税標準の特例・減免

◇非課税となる償却資産

地方税法第348条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税となります。該当する資産がある場合には、「固定資産税非課税適用申告書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

◇課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条等に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。該当する資産がある場合は、「固定資産税（償却資産）の課税標準の特例に係る申請書」を請求のうえ必要事項を記入して提出してください。

（例）・公共の危害防止施設・設備

- ・再生可能エネルギー発電設備※
- ・国の認定を受けた経営力向上計画に基づき取得する設備
- ・村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき取得する設備

※再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けているもの

◇固定資産税の減免が適用される償却資産

地方税法第367条の規定に基づき、占冠村税条例第71条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、所有者の減免の申請に基づき、固定資産税の全部又は一部が免除されます。該当する資産がある場合には、「減免申請書」に必要事項を記入して提出してください。

（例）自然災害により損傷した資産

（２）申告しない場合又は虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び占冠村税条例第75条の規定により過料を科せられることがありますので、必ず申告してください。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(3) 実地調査について

申告書の受理後、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、電話での問い合わせや資料の提供をお願いしたり、実地調査のために伺ったりすることがありますので、御協力をお願いします。調査の際は、事前に連絡いたします。

また、調査の結果により追加や修正の申告をお願いすることがありますが、その場合の課税年度は、現年度のみでなく過年度に遡及することもありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、過年度分が追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますので御留意ください。

(4) 個人番号（マイナンバー）又は法人番号の記載について

申告書の「3 個人番号又は法人番号」の欄に、個人の方は12桁の個人番号（マイナンバー）を、法人の方は13桁の法人番号を右詰めで記入してください。（共有名義の場合は、記入不要です。）

個人番号（マイナンバー）を記載した申告書をご提出いただく場合、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元及び代理権確認）を実施させていただきます。下表にて必要な書類をご確認ください。

なお、法人番号を記入した申告書の提出や電子申告の場合は、本人の身元確認資料の添付は不要です。

	本人による申告の場合	代理人による申告の場合
窓口	・個人番号カード 又は 番号確認資料（通知カード、住民票等） ・身元確認資料（運転免許証等）	・本人の番号確認資料（個人番号カードの裏面の写し等） ・代理権確認資料（委任状、税務代理権限証書等） ・代理人の身元確認資料（税理士証票、運転免許証等）
郵送	・個人番号カード（両面）の写し 又は 番号確認資料（通知カード、住民票等） ・身元確認資料（運転免許証等）	・本人の番号確認資料（個人番号カードの裏面の写し等） ・代理権確認資料（委任状、税務代理権限証書等） ・代理人の身元確認資料（税理士証票、運転免許証の写し等）

～ 記載要領 ～

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)は、次のとおり記載してください。

令和7年1月 日
占冠村長 殿

令和 7 年度
償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※ 所 有 者 コ ー ド

受付印

所 有 者

1 住 所
(ふりがな)
〒079-2201
北海道勇払郡占冠村中央
(電話)

2 氏 名
(ふりがな)
占冠村産業 代表取締役 占冠 太郎
(屋号)

3 個人番号又は法人番号
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

4 事業種目
(資本等の金額)
(土木業 10百万円)

5 事業開始年月
昭和 50 年 4 月

6 この申告に申告する者の氏名
経理課 占冠 次郎
(電話 0167-56-2125)
占冠会計事務所
(電話 0167-56-2121)

7 税理士の氏名
(電話)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1 構 築 物	10 500 000	500 000	10 000 000	20 000 000
2 機 械 及 び 装 置				
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具				
6 工 具 器 具 及 び 備 品				
7 合 計	10 500 000	500 000	10 000 000	20 000 000

資産の種類	評 価 ・ 額 (ヘ)	決 定 価 格 (ト)	課 税 標 準 額 (チ)
	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円	十億 百万 千 円
1 構 築 物			
2 機 械 及 び 装 置			
3 船 舶			
4 航 空 機			
5 車 両 及 び 運 搬 具			
6 工 具 器 具 及 び 備 品			
7 合 計			

15 市(区)町村内
における事業所
等資産の所在地

①
②
③

16 借 用 資 産
(有・無)

貸主の名称等

17 事業所用家屋の所有区分

自己所有 ・ 借家

18 備考 (添付書類等)

「該当資産がない場合」、「資産の
変更あない場合」は、備考に「該
当資産なし」または「資産の変更
なし」と記載してください。

「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の各欄の記載要領

欄	記載のしかた	留意事項
受 付	申告書を提出する年月日を記載してください	
※所有者コード	記載する必要はありません（印刷されている数字が所有者コードです）新規送付者は所有者コードの記載はありません。	
1 住所（又は納税通知書送達先）	住所（又は納税通知書送達先）及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください	原則として主たる事務所等の所在地を記載することになりますが、それ以外の事務所等で固定資産税に関する事務を行っておれば、当該事務所等の所在地を記載することになります。
2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。なお、所有者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記載し、社印を押印してください。	
3 個人番号（マイナンバー）又は法人番号	<u>12桁の個人番号（マイナンバー）又は13桁法人番号を記載してください。</u>	個人事業者の方は個人番号（マイナンバー）が確認できる書類、顔写真付の本人確認ができる書類を提示（郵送の場合は写しを提出）していただきます。
4 事業種目（資本金等の額）	事業の種目を具体的に記載してください。（例えば、自動車整備工場、食品販売業等）また、法人にあっては、資本金または出資金等の金額も記載してください。	2以上の事業を行う場合、主たる事業種目を記載してください
5 事業開始年月日	個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月日を記載してください。	
6 この申告に回答するものの係及び氏名	この申告書について応答される方の係名、氏名及び直通の連絡先を記載してください。	
7 税理士等の氏名	税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。	
8 短縮耐用年数の承認	法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により、国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「承認通知書」の写しを添付してください。
9 増加償却の届出	法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条の規定により、税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください。	「有」に該当する場合は、「届出書」の写しを添付してください。
10 非課税該当資産	非課税に該当する資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください。なお、非課税に該当する資産の価額等は、この申告に含めないでください。	
11 課税標準の特例	課税標準の特例に該当する資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください。	課税標準の特例に該当する資産については種類別明細書に「特例該当」と明記して申告してください。

欄	記載のしかた	留意事項
12 特別償却または圧縮記帳	租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第 42 条から第 50 条まで及び第 142 条の規定又は所得税法第 42 条から第 44 条まで及び第 165 条、第 58 条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を「○」で囲んでください。	償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。
13 税務会計上の償却方法	税務会計上の償却方法について、該当する方を「○」で囲んでください。	
14 青色申告	法人税法又は所得税法の規定による青色申告の有無について該当する方を「○」で囲んでください。	
15 村内における事業所等資産の所在地	占冠村内における事業所等資産の所在地を記載してください。また、2 以上の事業所等資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載しその主たる番号を「○」で囲んでください。	事業所等資産の所在地が 1 か所だけでその所在地が「1 住所（又は納税通知書送達先）」と同一の場合には、本欄の記載の必要はありません。
16 借用資産（有・無）	借用資産の有無について該当する方を「○」で囲んでください「有」に該当する場合は借主の名称等を記載してください。	
17 事業所家屋の所有区分	事業所家屋の所有区分について該当する方法を「○」で囲んでください	
18 備考（添付書類等）	次のような事項を記載してください ①「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出証の写」等、添付した書類の名称 ②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項 ③償却資産が災害その他の事故によりめまぐるしく損傷したこと、その他これに類する特別の事由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合は、その価額の低下の程度 ④前年中に所有者の住所、氏名または名称等に移動があった場合の異動年月日および旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項 ⑤納税管理人を定めている場合は、そのものの住所、氏名 ⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項	前年度の申告内容に変わりがない場合には「増減なし」、廃業・解散等の場合はその旨を、初めて申告される方で、該当の資産を所有されていない場合は「該当資産なし」とそれぞれ記入してください。
取得価額 （イ）前年前イに取得したもの （ロ）前年中に減少したもの （ハ）前年中に取得したもの （二） （イ）－（ロ）＋（ハ）	前年に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載しています。 前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 前年中に取得し差資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。 【（イ）前年前に取得したもの－（ロ）前年中に減少したもの＋（ハ）前年中に取得したもの】によって算出した、取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。	この額は前年度の申告書（二）欄の額と同じ。後の欄の合計額は種類別明細書（減少用）の取得価額の合計額と同じ。 この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）取得価額の合計額と同じ。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

種類別明細書（増加資産・全資産用）は、次によって記載してください。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の記入例

令和 6 年度 種類別明細書（増加資産・全資産用）										所有者名		枚のうち			
所有者番号				欄には記入しないでください。						占有村産業		1 枚目			
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取得 価 額	耐用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘 要
					年 号	年	月					率 ・ コ ー ド			
01	1		駐車場アスファルト舗装費	1	4	23	5	450,000	10	0.					
02	6		ノート型PC	1	4	23	6	300,000		0.					
03	6		カラーコピー機	1	4	23	6	950,000		0.					
04										0.					
05										0.					
06										0.					
07										0.					
08										0.					

記入の必要はありません。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
① 令和 年度	申告の年度を記載してください。
② 所有者名	氏名または名称を記載してください。また、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、2 枚のうち 1 枚というようにページ数を付けてください。
③ 資産の種類	「1 - 構築物」「2 - 機械及び装置」「3 - 船舶」「4 - 航空機」「5 - 車両及び運搬具」「6 - 工具・器具及び備品」の資産の種類に対応する 1 ～ 6 までの数字を記載してください。
④ 資産コード	記載する必要はありません。
⑤ 資産の名称等	資産の名称及び規格等を記載してください。 システム変更により漢字入力も可能になりましたので、漢字、ひらがな、カタカナ、数字で記入してください。
⑥ 数 量	資産の数量を記載してください。 数量が 1,000 以上の場合『999』と記入してください。
⑦ 取得年月日 （年号、年、月）	資産を実際に取得した年月を記載してください。なお年号については「3」が昭和、「4」が平成、「5」が令和です。
⑧ 耐用年数	減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第 1 から別表第 6 までに掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について、道森耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。また、国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載し、必ず「耐用年数の短縮承認通知書の写」を添付してください。
⑨ 減価残存率（口）	⑨⑩⑪⑫は記載の必要はありません。 ただし、電算申告される方は、記入してください。
⑩ 価額（ハ）	
⑪ 課税標準の特例 （率・コード）	
⑫ 課税標準額	
⑬ 増加事由	資産が増加したことについて、該当する増加事由の番号を「○」で囲んでください 1：新品取得、2：中古品取得、3：移動による受け入れ（適用欄に異動前の所在地を記入してください。） 4：その他（適用欄に理由を記入してください）
⑭ 適要	該当資産について、次のような事項を記載してください。 - 課税標準の特例がある資産について、その適用条項（例：法第 349 条の 3 第 1 項） - 短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示 - 増加償却を行っている資産についてはその旨の表示 - その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

(3) 種類別明細書（減少資産用）

種類別明細書（減少資産用）は、次によって記載してください。

「種類別明細書（減少資産用）」の記入例

令和 6 年度				種 類 別 明 細 書 （ 減 少 資 産 用 ）										所 有 者 名		2枚
所 有 者 番 号				欄には記入しないでください。										占冠村産業		
1463																
行 番 号	資 産 の 種 類	抹消コード	資 産 の 名 称 等	数 量	取得年月			取 得 価 額			耐用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分			摘 要
					年 号	年	月	千 円	百 円	十 円			1 3	2 4	1 2	
01		16	駐車場装置	1	3	63	12	12	467	000	15		1・②・3・4	①・2		
02		2	カラーテレビ						184	370	6		1・②・3・4	①・2		
03		2	キャビネット						550	000	5		①・2・3・4	1・②	770,000円（数量7）のうち 550,000円（数量5）減少	
04													1・2・3・4	1・2		

「種類別明細書（減少資産用）」は、次によって記載してください。

欄	記載のしかた
① 令和 年度	申告の年度を記載してください。
② 所有者名	氏名または名称を記載してください。また、この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」について、2枚のうち2枚というようにページ数を付けてください。
③ 資産の種類	「1 - 構築物」「2 - 機械及び装置」「3 - 船舶」「4 - 航空機」「5 - 車両及び運搬具」「6 - 工具・器具及び備品」の資産の種類に対応する1～6までの数字を記載してください。
④ 抹消コード	償却資産課税台帳兼評価調書の資産番号を記入してください。新規の方には同封していません
⑤ 資産の名称等	前年中に減少した資産の名称等を記載してください。
⑥ 数 量	前年中に 減少した資産の数量 を記載してください。
⑦ 取得年月日 （年号、年・月）	前年中に減少した資産を取得した年月を記載してください。なお、年号については「3」が昭和、「4」が平成、「5」が令和です。
⑧ 取得価額	減少した資産の取得価額を記載してください。なお、資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。
⑨ 耐用年数	当該資産の耐用年数を記載してください。
⑩ 申告年度	記載する必要はありません
⑪ 減少の事由及び区分	当該償却資産が減少した事由とその区分について該当する者の番号をそれぞれ「○」で囲んでください。
⑫ 適 要	・当該資産が減少した事由について「1 売却」にあっては売却先の名称等を、「2 滅失」にあってはその滅失の理由等を、「3 移動」にあってはその受け入れ先の住所地等を、「4 その他」にあってはその減少の事由等を記載してください。 ・減少の区分が「一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。 （例）当初取得価額 77 万円（数量 7）のうち 55 万円（数量 5）分減少 ・その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

■提出先 及び 問い合わせ先

〒079-2201

北海道勇払郡占冠村字中央

占冠村役場 総務課税務担当

電 話：0167-56-2121

FAX：0167-56-2184

メール：zeimu@vill.shimukappu.lg.jp